

# 活動成果報告書

令和元年度（第23回）「チヨダ地域保健推進賞」

## 活動テーマ

難病患者の就労支援事業の充実に向けた取り組み  
～就労相談事業の普及啓発～

グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名)

奈良県難病相談支援センター

代表者：中川 瑞枝

勤務先：奈良県難病相談支援センター

所 属：

所在地：〒639-1041

奈良県大和郡山市満願寺町60-1

TEL：0743-51-0197

FAX：0743-52-6095



## ◇活動方針

難病相談支援センターは、難病の患者に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援を行う拠点施設として設置されている。

平成27年に「難病法」が施行され、「難病患者の社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生すること」が基本理念として掲げられ、「就労支援」が重点施策のひとつとなっている。

奈良県難病相談支援センターでは、就労支援事業としてハローワークと連携して、難病患者就職サポーターとの協働による就労相談事業を平成27年度から実施している。

就職を希望する難病患者の症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援及び在職中に難病を発症した患者の雇用継続など総合的な就労支援を実施している。

## ◇活動内容

(1) 個別就労相談の実施 (12回/年)

(対象) 指定難病を診断された方

(場所) 難病相談支援センター相談室

(内容) 面接相談 (1人60分)

ハローワークの難病就職サポーターと難病相談支援センター職員である保健師等の難病相談支援員がお互いの強みをいかした協働事業として実施している。

それにより難病の医学的な特性を踏まえて、求人情報による具体的な就職活動支援から就職活動をす前の準備段階の方などさまざまなニーズに対応できるようにしている。

# 活動成果報告書

## (2) 就労支援関連機関連絡会議の開催 (2回/年)

(目的) 就労支援事業をスムーズに展開するために、ハローワークをはじめとする就労支援機関の連携体制の構築を図る。

(参加機関) 奈良労働局、奈良障害者職業センター、奈良産業保険総合支援センター、ハローワーク大和郡山、障害者就業・生活支援センター (西和・東和・中和・南和)、奈良難病連、難病相談支援センター等

(日時) 第1回: 令和元年6月6日(木) 13:30~15:00 参加者: 21名

第2回: 令和2年1月31日(金) 13:30~15:00

- (内容) ①各機関の役割の紹介、②事例検討  
③情報交換 (難病患者の就労に関する現状と課題)  
④就労支援ガイドブック (支援者向け) の内容検討



## (3) 就労支援者研修会 (1回/年)

(目的) 就労支援関係者の難病患者への理解を図る。

(対象) ハローワーク等難病患者就労関係機関職員

(日時) 令和元年10月24日(木) 13:30~15:00

(内容) 参加者: 14名

講義「障害者就業・生活支援センターとは」及び支援者交流会

各就労関係機関について理解するために、各機関の事業内容や役割について学ぶ。

就労支援に関する現状についての意見交換の実施。

## (4) 難病患者就労支援ガイドブック (支援者向け) の作成及び配布

(内容) 疾患の概要や就労相談の事例、各関係機関の役割、連絡先等をまとめ、支援者が活用できる冊子を作成して、難病患者の就労を支援する関係機関及び医療機関に配布。

## (5) 就労相談事業啓発のための医療機関への訪問 (難病患者就職サポーターとの同行訪問)

(内容) ①医療機関配布用就労相談の案内チラシ、ポスターを作成する。(1000部)

②県内医療機関を訪問し、地域医療連携室や医療相談室等の担当者(看護師・MSW等)に就労相談事業の説明及び周知への協力を依頼した。(院内に難病相談支援センター及びハローワークの就労相談の案内チラシの設置、ポスターの掲載を依頼)

(実績) 平成30年度 3医療機関、令和元年度 10医療機関

(県拠点病院、専門支援病院、協力病院等)



# 活動成果報告書

## (6) 難病医療従事者研修会の開催

(目的) 難病医療従事者の資質の向上を図る

(対象) 難病患者を支援に従事する保健・医療・福祉関係者等

(日時) 令和元年 11 月 18 日 (月) 14:00～16:15

(内容) 参加者: 60 名

難病の制度及び難病相談支援センターの事業内容の中で就労支援事業を説明した。

### ◇成果

<難病相談支援センターでの就労相談実績>

	電話相談件数	面談相談件数	メール相談件数	合計
平成 27 年度	7	1	1	9
平成 28 年度	24	9	3	36
平成 29 年度	29	18	0	47
平成 30 年度	37	22	1	60

就労支援事業の周知方法としては、難病相談支援センターのホームページや保健所の申請窓口にチラシの設置、指定難病受給者の更新書類の発送時に就労相談事業の案内を掲載した「センターニュース」を同封している。しかし就労について、「どこに相談していいかわからない。」という声がよく聞かれ、事業がなかなか普及されていない状況であることが実感された。

そのため患者だけでなく、難病患者を支援する各関係機関に対して地道に周知を図っているところである。

就労相談の案内だけでなく、就労支援連絡会議や支援者に対する研修会の開催、医療機関訪問を実施することにより、難病相談支援センターの役割及び難病患者への理解が深まり、就労に悩む患者をセンターに繋いでもらえる機会が増えた。

そして徐々に就労の相談件数が増えてきている状況である。

また就労支援事業を奈良難病連と協働実施することにより、難病及び難病患者について更に理解を深めることができ、充実した相談が実施できるようになった。

### ◇今後の計画

就労支援事業を実施して年々相談件数は増えているが、まだまだ就労相談事業の認知度が低い状況であり、上記の活動内容を継続し就労相談事業の啓発に向けて取り組みを充実させる。

- ・周知のための医療機関訪問を拡大していく。
- ・保健所及び市町村等への周知のための働きかけ（会議及び研修会）
- ・より充実した就労相談を実施するために「難病患者のための就労ガイドブック」を作成して活用する。